

令和8年度からの 国民健康保険税の税率について

★変更点

- ・ 子ども・子育て支援金分が追加されます
- ・ 基礎課税分(医療分)の税率を引き下げます

区 分		令和7年度分まで	令和8年度分から	増減	変更内容
基礎課税分 (医療分)	所得割	8.01%	7.51%	-0.50%	引き下げ
	均等割	21,700円	20,700円	-1,000円	
	平等割	34,900円	31,600円	-3,300円	
後期高齢者 支援金等分	所得割	3.01%	3.01%	0.00%	変更なし
	均等割	8,300円	8,300円	0円	
	平等割	13,300円	13,300円	0円	
介護納付金分	所得割	3.04%	3.04%	0.00%	
	均等割	13,900円	13,900円	0円	
	平等割	7,000円	7,000円	0円	
子ども・子育て 支援金分	所得割		0.40%	0.40%	追 加
	均等割		1,000円	1,000円	
	18歳以上 均等割		68円	68円	
	平等割		1,300円	1,300円	

※今年度の国民健康保険税の課税額は、納税通知書でご確認ください。

※18歳以上均等割とは、18歳未満被保険者の均等割が全額免除され、その分を18歳以上被保険者で負担するものです。

お問い合わせ先 むつ市役所 代表 0175-22-1111

- ・ 課税内容について：税務課 市民税グループ 内線 2211～2218
- ・ 納税相談について：税務課 収 納グループ 内線 2231～2236
- ・ 口座振替について：税務課 納税管理グループ 内線 2252・2253

★ 子ども・子育て支援金制度とは？

令和5年12月に国が策定した、こども未来戦略「加速化プラン」において、急激に進行する少子化対策や子育て世代を支えるための財源として、子ども・子育て支援金制度が創設されました。

すべての世代や企業が、各医療保険の保険料とあわせて子ども・子育て支援金を徴収し、国へ拠出します。

拠出された支援金は、児童手当の拡充や妊婦への支援給付など、こども・子育て支援の拡充に充てられます。

子ども・子育て支援金で拡充される子育て支援給付の例

児童手当の拡充 ※ 令和6年10月分から拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

育児時短就業給付 ※ 令和7年度から実施

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

育児期間中の国民年金保険料免除

※ 令和8年10月分から実施

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

妊婦のための支援給付 ※ 令和7年度から実施

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。

出生後休業支援給付 ※ 令和7年度から実施

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

こども誰でも通園制度 ※ 令和8年度より全国実施

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。

もっと知りたい！

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

- A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

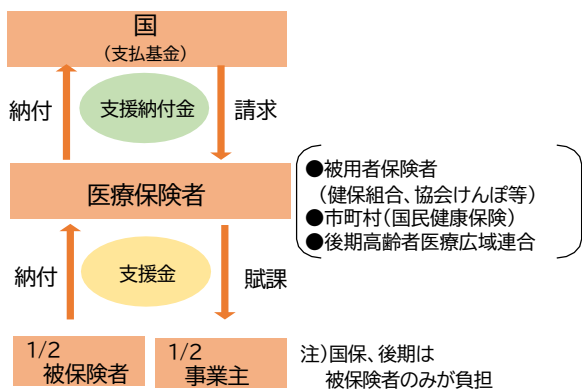
Q どうして「支援金制度」が必要なの？

- A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの？

- A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ



Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

- A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



Q 支援金により負担が増えるの？

- A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



お問い合わせ窓口

こども家庭庁コールセンター 0120-303-272

（受付時間 平日9時から18時）